

会則一部改正の要旨

1 趣旨

職域支部名を会則に記載しているが、理事会の承認事項であるため削除し、役員については顧問及び参与は一般的に役員に含まれないことから第7条の役員から除き、新たに第9条（顧問及び参与）を新設する。また職員の定義を改め局長、交通指導員及びその他とし、臨時職員、パート職員の採用のため女性交通指導員という名称を全て交通指導員とする。

2 改正内容（松山南交通安全協会会則改正（案）参照）

(1) 職域支部の選定及び職域支部名の削除（第2条）

- ・ 会員100人以上の条件を「協会の趣旨に賛同する職域」と改正する。
- ・ 「次の支部を置く」に16支部のみを記載する
- ・ 「理事会の承認を得て職域支部を置くことができる」は理事会承認事項であり、但し書きの職域支部については会則の支部名には記載しないこととする。

(2) 役員（第7条）

常任顧問、顧問、参与を役員から除く。

顧問及び参与（第9条）を新設する。以下条文が繰り下がる。

(3) 職員及び事務（第18条）

職員は事務局長、交通指導員、その他とする。（書記は兼務）
女性交通指導員を交通指導員に変更する。